

# 高知県特定非営利活動促進法施行細則

制 定 平成10年10月20日規則第114号  
最終改正 令和3年7月16日規則第46号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）及び特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (設立の認証の申請手続)

**第2条** 条例第2条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

## (公表の方法)

**第2条の2** 条例第3条第1項ただし書の規則で定める方法は、県庁前の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## (縦覧等の場所)

**第3条** 条例第3条第2項、第13条第1項及び第28条第1項の規則で定める場所は、高知県文化生活スポーツ部県民生活課内に設置する。

## (申請書等の補正の手続)

**第4条** 条例第4条第2項（条例第8条第2項又は第19条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の補正書は、別記第2号様式によるものとする。

2 申請書に2部添付された書類に不備があるときの補正については、条例第4条第2項の規定により前項の補正書に添付しなければならない補正後の当該書類は、2部とする。

## (設立の登記の届出手続)

**第5条** 条例第5条の届出書は、別記第3号様式によるものとする。

2 法第13条第2項及び条例第5条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。

3 法第13条第2項及び条例第5条の規定により第1項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の財産目録は、2部とする。

## (役員の変更等の届出手続)

**第6条** 条例第7条第1項の届出書は、別記第4号様式によるものとする。

2 法第23条第1項及び条例第7条第1項の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第23条第1項の役員名簿は、2部とする。

#### (定款の変更の認証の申請手続)

第7条 条例第8条第1項の申請書は、別記第5号様式によるものとする。

- 2 条例第8条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第25条第4項の定款並びに事業計画書及び活動予算書は、それぞれ2部とする。
- 3 条例第8条第1項の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第26条第2項の法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書等は、それぞれ2部とする。
- 4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請するときにあつては、条例第8条第1項に規定するもののほか、法第52条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

#### (軽微な事項に係る定款の変更の届出手続)

第8条 条例第9条の届出書は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 条例第9条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第25条第6項の定款は、2部とする。

#### (定款の変更の登記の届出手続)

第9条 法第25条第7項の規定により提出しなければならない登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。

- 2 条例第10条の届出書は、別記第7号様式によるものとする。

#### (事業報告書等の提出部数等)

第10条 条例第12条の規定により提出しなければならない法第28条第1項に規定する事業報告書等は、2部とする。

- 2 条例第12条の届出書は、別記第8号様式によるものとする。

#### (事業の成功の不能による解散の認定の申請手続)

第11条 条例第14条の申請書は、別記第9号様式によるものとする。

#### (解散の届出手続)

第12条 条例第15条の届出書は、別記第10号様式によるものとする。

- 2 前項の届出書には、解散の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

#### (清算人の就任の届出手続)

第13条 条例第16条の届出書は、別記第11号様式によるものとする。

- 2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

#### (残余財産の譲渡の認証の申請手続)

第14条 条例第17条の申請書は、別記第12号様式によるものとする。

#### (清算終了の届出手続)

第15条 条例第18条の届出書は、別記第13号様式によるものとする。

- 2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

#### (合併の認証の申請手続)

第16条 条例第19条第1項の申請書は、別記第14号様式によるものとする。

- 2 法第34条第5項において準用する法第10条第1項及び条例第19条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

#### (合併の登記の届出手続)

第17条 条例第21条の届出書は、別記第15号様式によるものとする。

- 2 法第39条第2項において準用する法第13条第2項及び条例第21条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第39条第2項において準用する法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。
- 3 法第39条第2項において準用する法第13条第2項及び条例第21条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第39条第2項において準用する法第13条第2項の財産目録は、2部とする。

#### (身分証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。

#### (認定等の申請手続)

第19条 条例第22条(条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の申請書は、別記第17号様式によるものとする。

- 2 条例第22条の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。
- 3 条例第29条において読み替えて準用する条例第22条の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

#### (認定の有効期間の更新の申請手続)

第20条 条例第23条の申請書は、別記第18号様式によるものとする。

- 2 法第51条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項及び条例第23条の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第51条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

#### (認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出手続等)

第21条 条例第24条第1項に規定する場合における第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第6条中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項」と、同条第2項中「法第23条第1項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第1項」と、「2部」とあるのは「1部」と、第8条中「条例第9条」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第9条」と、同条第2項中「法第25条第6項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項」と、「2部」とあるのは「1部」と、第9条第1項中「法第25条第7項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項」と、「を添付しなければならない」とあるのは「の添付を要しないものとする」と、同条第2項中「条例第10条」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第10条」と、第10条中「条例第12条」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第12条」と、同条第1項中「2部」とあるのは「1部」とする。

- 2 条例第24条第2項の届出書は、別記第19号様式によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出手続)

第22条 条例第25条の届出書は、別記第20号様式によるものとする。

(役員報酬規程等の提出部数等)

第23条 条例第27条第1項の規定により提出しなければならない法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類は、それぞれ2部とする。

- 2 条例第27条第1項の届出書は、別記第21号様式によるものとする。
- 3 条例第27条第2項の規定により提出しなければならない条例第26条第3項の書類は、2部とする。
- 4 条例第27条第2項の届出書は、別記第22号様式によるものとする。

(特例認定特定非営利活動法人についての認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第24条 条例第30条に規定する場合における第3条及び第21条から前条までの規定の適用については、第3条中「、第13条第1項及び第28条第1項」とあるのは「及び第13条第1項並びに条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第28条第1項」と、第21条第1項中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第24条第1項」と、「法第52条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第1項」と、同条第2項中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第24条第2項」と、第22条中「条例第25条」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第25条」と、前条第1項中「条例第27条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第1項」と、「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第2項中「条例第27条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第1項」と、同条第3項中「条例第27条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第2項」と、「条例第26条第3項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第26条第3項」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第4項中「条例第27条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第2項」とする。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請手続)

第25条 条例第31条第1項の申請書は、別記第23号様式によるものとする。

- 2 法第63条第1項の認定について同条第5項において準用する法第44条第2項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。
- 3 法第63条第2項の認定について同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第26条 条例第32条の規定に基づき書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録(法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用する方法、第3条に規定する縦覧等の場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存の方法)

第27条 特定非営利活動法人は、条例第33条の規定に基づき書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存

を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人は、前項の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明瞭な状態かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができる措置
- (2) 電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項を記録したファイルの改変、滅失及び毀損を防止する措置

#### (特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

**第28条** 特定非営利活動法人は、条例第33条の規定に基づき書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

#### (特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等の方法)

**第29条** 特定非営利活動法人は、条例第33条の規定に基づき書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

#### 附 則 (平成11年4月1日規則第49号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

#### 附 則 (平成14年4月1日規則第47号の3抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成15年3月28日規則第28号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

#### 附 則 (平成15年4月1日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成17年3月1日規則第5号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

#### 附 則 (平成19年3月27日規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19年4月1日規則第44号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 41 号抄）**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 20 年 12 月 1 日規則第 97 号抄）**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号抄）**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 24 年 3 月 23 日規則第 18 号）**

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 24 年 7 月 13 日規則第 66 号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 29 年 3 月 24 日規則第 14 号）**

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 4 月 1 日規則第 32 号抄）**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（令和 3 年 7 月 16 日規則第 46 号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行細則（次項において「新規則」という。）別記第 21 号様式の規定は、高知県特定非営利活動促進法施行条例第 27 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条例第 30 条において読み替えて準用する同条例第 27 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行細則別記様式（別記第 21 号様式を除く。）は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第10条第1項の設立の認証を受けたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下「条例」といいます。）第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

設立しようとする特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

- 注 1 「主たる事務所の所在地」欄及び「その他の事務所の所在地」欄は、事務所の所在地の番地まで記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 定款 2部
  - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） 2部
  - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第2項に規定するもの）
  - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
  - (6) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (7) 設立趣旨書 2部
  - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
  - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 2部
  - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類） 2部

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所又は居所

氏名

（特定非営利活動法人の場合は、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

申請書等補正書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含みます。）の規定に基づき 年 月 日に提出しました申請書等の補正をしたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項（同条例第8条第2項又は第19条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により次のとおり関係書類を添えて申し立てます。

補正する申請書等の種類	
補正の内容	
補正の理由	

- 注 1 「補正する申請書等の種類」欄は、申請書の場合は当該申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付した書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる名称等（「設立認証申請書に添付した定款」等）を記入してください。
- 2 「補正の内容」欄は、補正する箇所について、補正前と補正後との内容を対照させて記入してください。
- 3 不備があった申請書等について補正後のものを添えてください。ただし、次に掲げる書類を補正する場合は、補正後のものを2部添えてください。
- (1) 定款、変更後の定款又は合併後の定款
  - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
  - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
  - (4) 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
  - (5) 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類。以下同じ。）
  - (6) 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
  - (7) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）



**第3号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記をしましたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

注 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し並びに財産目録2部を添えてください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	役職名	氏名	住所又は居所	変更年月日

- 注 1 「変更事項」欄は、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入するとともに、補欠又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。また、任期満了と同時に再任された場合は、再任とだけ記入してください。
- 2 「役職名」欄は、理事又は監事の別を記入してください。
- 3 改姓又は改名の場合は、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧書きで併記してください。
- 4 「住所又は居所」欄は、高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下「条例」といいます。）第2条第2項に規定する書面によって証された住所又は居所を記入してください。
- 5 変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）を2部（高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）添えてください。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます。）は、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第2項に規定するもの）

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

定款変更認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第25条第3項の定款の変更の認証を受けたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第8条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更の内容	
変更の理由	

- 注 1 「変更の内容」欄は、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後との内容を対照させて記入してください。また、変更しようとする時期を定めている場合は、その旨も記入してください。
- 2 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款2部を添えてください。
- 3 定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）を2部添えてください。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、2及び3に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） 2部
- (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録） 2部
- 5 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、2から4までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 所轄庁に提出した法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる書類の写し（特例認定特定非営利活動法人の場合は、寄附者名簿の写しを除きます。）
- (2) 認定又は特例認定に関する書類の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の写し
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項の書類の写し

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

定款変更届出書

次のとおり定款を変更しましたので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第9条（同条例第24条第1項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	

- 注 1 「変更の内容」欄は、変更した定款の条文等について、変更前と変更後との内容を対照させて記入するとともに、変更した時期も記入してください。
- 2 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款2部（高知県知事がお所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）を添えてください。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

定款変更登記完了届出書

定款の変更に係る登記をいたしましたので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出します。

注 高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人である場合を除き、定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写しを添えてください。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

事業報告書等届出書

高知県特定非営利活動促進法施行条例第12条（同条例第24条第1項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する場合を含みません。）の規定により、下記のとおり前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

- 注 1 毎事業年度初めの3月以内に提出してください。
- 2 事業報告書等は、それぞれ2部（高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）提出してください。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第2項の解散の認定を受けたいので、同条第3項の規定により同条第1項第3号に掲げる事由を証する書面を提出するとともに、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	
残余財産の処分方法	

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

清算人 住所又は居所  
氏名  
電話番号

解散届出書

次のとおり解散しましたので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
解散年月日	年 月 日
解散の事由	特定非営利活動促進法第31条第1項第 号該当
解散までの経緯	
残余財産の処分方法	

- 注 1 「主たる事務所の所在地」欄及び「その他の事務所の所在地」欄は、事務所の所在地の番地まで記入してください。
- 2 「解散の事由」欄は、特定非営利活動促進法第31条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる事由のうち該当するものを記入してください。
- 3 解散の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えてください。



第11号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

清算人 住所又は居所  
氏名  
電話番号

清算人就任届出書

次のとおり清算中に清算人が就任しましたので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により関係書類を添えて届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
就任した清算人の住所又は居所	
就任した清算人の氏名	
清算人の就任年月日	年 月 日

注 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えてください。

第12号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

清算人 住所又は居所  
氏名  
電話番号

残余財産譲渡認証申請書

特定非営利活動促進法第32条第2項の残余財産の譲渡の認証を受けたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第17条の規定により次のとおり申請します。

特定非営利活動法人の名称	
譲渡する残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	

注 「残余財産の譲渡を受ける者」欄は、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、各別に譲渡する残余財産が分かるように記入してください。

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

清算人 住所又は居所  
氏名  
電話番号

清算終了届出書

清算が終了しましたので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
清算終了年月日	年 月 日

注 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えてください。

第14号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務所  
の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動法人 主たる事務所  
の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第34条第3項の合併の認証を受けたいので、同条第4項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

合併後存続する、又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

- 注 1 「主たる事務所の所在地」欄及び「その他の事務所の所在地」欄は、事務所の所在地の番地まで記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
  - (2) 定款 2部
  - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） 2部
  - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（高知県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に規定するもの）
  - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
  - (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (8) 合併趣旨書 2部
  - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 2部
  - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類） 2部

第15号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記をしましたので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

注 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し並びに財産目録2部を添えてください。

第16号様式 (第18条関係)

← 9.1センチメートル →

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 18px; margin: 5px 0;">身分証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">所属</p> <p style="margin: 5px 0;">職名</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日生</p> <p style="margin: 5px 0;">有効期限 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項又は第64条第1項又は第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">高知県知事 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">写真貼り付け箇所</p> </div>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

↑ 6.4センチメートル ↓

- 備考 1 中央の点線から二つ折りとする。
- 2 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- (裏面)

特定非営利活動促進法 (抜粋)  
(報告及び検査)

**第41条** 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

**第64条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～6 略

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

**第80条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

第17号様式（第19条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

認定（特例認定）申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第44条第1項の認定（第58条第1項の特例認定）を受けたいので、高知県特定非営利活動促進法施行条例（第29条において読み替えて準用する同条例）第22条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

設立年月日	年 月 日
過去の認定の有無	有（ 年 月 日～ 年 月 日）・無
認定又は特例認定の取消しの有無	有（ 年 月 日）・無
事業年度	月 日～ 月 日
実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
パブリックサポートテスト要件	相対値基準（原則）・相対値基準（小規模法人）・絶対値基準
その他の事務所	所在地
	責任者の役職名及び氏名
その他の参考事項	

(裏面)

- 注 1 過去に認定を受けたことがある場合は、「過去の認定の有無」欄に、その認定期間を記入してください。
- 2 認定又は特例認定の取消しを受けたことがある場合は、「認定又は特例認定の取消しの有無」欄に、その取消し年月日を記入してください。
- 3 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更等を予定している場合は、「その他の参考事項」欄に、その旨を記入してください。
- 4 認定を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 実績判定期間（認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合は、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。）内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に認定を受けようとする特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人の場合は、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類）
- (2) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除きます。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部
- 5 特例認定を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部



第18号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、同条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
認定の有効期間の満了の日の6月前の日	年 月 日
認定の有効期間の満了の日の3月前の日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
パブリックサポートテスト要件	相対値基準（原則）・相対値基準（小規模法人）・絶対値基準
その他の事務所	所在地
	責任者の役職名及び氏名
その他の参考事項	

(裏面)

- 注 1 災害その他やむを得ない事由により申請することができない場合を除き、認定の有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に申請してください。
- 2 「実績判定期間」とは、認定の有効期間の更新を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。
- 2 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更等を予定している場合は、「その他の参考事項」欄に、その旨を記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。ただし、既に高知県知事に提出している書類で、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができます。
- (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部

第19号様式（第21条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

定款変更認証届出書

次のとおり高知県知事以外の所轄庁から特定非営利活動促進法第25条第3項の定款の変更の認証を受けましたので、高知県特定非営利活動促進法施行条例第24条第2項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

従たる事務所の所在地	
認定又は特例認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
変更認証年月日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

- 注 1 「従たる事務所の所在地」欄は、事務所の所在地の番地まで記入してください。
- 2 「変更の内容」欄は、変更した定款の条文等について、変更前と変更後との内容を対照させて記入してください。
- 3 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えてください。

第20号様式（第22条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

代表者氏名変更届出書

次のとおり代表者の氏名に変更がありましたので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含みます。）の規定により届け出ます。

変更事項	氏名	住所又は居所	変更年月日

- 注 1 「変更事項」欄は、前任者の任期満了、死亡、辞任若しくは解任、改姓又は改名の別を記入してください。
- 2 改姓又は改名の場合は、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧書きで併記してください。
- 3 「住所又は居所」欄は、高知県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記入してください。

第21号様式の1（第23条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

役員報酬規程等届出書

高知県特定非営利活動促進法施行条例第27条第1項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により、下記のとおり前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の役員報酬規程等を提出します。

なお、認定（特例認定）の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとなっています。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項
  - (2) 前事業年度の次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
    - イ 役員等との取引
  - (3) 前事業年度の寄附者（当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員等の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - (4) 役員等に対する報酬又は給与の状況
    - ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）
    - イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - (5) 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - (6) 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除きます。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

- 注 1 毎事業年度初めの3月以内に提出してください。
- 2 役員報酬規程等は、それぞれ2部（高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）提出してください。
  - 3 「1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」は、すでに提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出不要です。

第21号様式の2（第23条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

役員報酬規程等届出書

高知県特定非営利活動促進法施行条例第27条第1項（同条例第30条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により、下記のとおり前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の役員報酬規程等を提出します。

なお、認定（特例認定）の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとなっています。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
  - (2) 前事業年度の資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
  - (3) 前事業年度の次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
    - イ 役員等との取引
  - (4) 前事業年度の寄附者（当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - (5) 前事業年度の給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - (6) 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - (7) 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
- 3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除きます。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

- 注 1 毎事業年度初めの3月以内に提出してください。
- 2 役員報酬規程等は、それぞれ2部（高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）提出してください。

第22号様式（第23条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特定非営利活動法人 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

助成金支給実績記載書類届出書

次のとおり助成金の支給を行いましたので、高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下「条例」といいます。）第27条第2項（条例第30条の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により助成金支給実績記載書類を提出します。

認定又は特例認定年月日	年 月 日			
認定又は特例認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日			
助成金の支給の実績	支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等

- 注 1 「助成対象の事業等」欄は、事業等の内容を具体的に記入してください。  
2 助成金支給実績記載書類（条例第26条第3項の助成の実績を記載した書類をいいます。）は、2部（高知県知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合は、1部）提出してください。

第23号様式（第25条関係）

年 月 日

高知県知事 様

認定（特例認定）特定非営利活動法人 主たる事務所  
 の所在地  
 名称  
 代表者氏名  
 電話番号

特定非営利活動法人 主たる事務所  
 の所在地  
 名称  
 代表者氏名  
 電話番号

合併認定申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第63条第1項（第2項）の合併の認定を受けたいので、同条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

合併後存続する、又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
認定又は特例認定年月日	年 月 日
認定又は特例認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
パブリックサポートテスト要件	相対値基準（原則）・相対値基準（小規模法人）・絶対値基準
その他の参考事項	



(裏面)

- 注 1 法第34条第4項の規定による合併の認証の申請と併せて申請してください。
- 2 「主たる事務所の所在地」欄及び「その他の事務所の所在地」欄は、事務所の所在地の番地まで記入してください。
- 3 合併後存続する、又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更等を予定している場合は、「その他の参考事項」欄にその旨を記入してください。
- 4 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとする場合は、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 実績判定期間（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合は、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じ。）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。）内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に認定特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人の場合は、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類）
- (2) 法第63条第5項において読み替えて準用する法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除きます。）及び法第63条第5項において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部
- 5 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除きます。）と合併しようとする場合は、次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 法第63条第5項において読み替えて準用する法第59条第1号の法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 2部
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 2部
- 6 合併によって消滅する特定非営利活動法人が複数ある場合は、別様に記載して添えてください。